

諮問番号：諮問第120号

答申番号：答申第120号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新申請（以下「本件更新申請」という。）に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は、知的障がいの療育手帳も重度判定（A2）と重くなり、思うようにいかないと大声を出し、時に暴れ（警察にまで夜中に通報された事もある）、自傷行為もひどくなり、平成24年からずっと精神障がい手帳を持っており、今回は重度（1級）になると思っていた（出来なくなる事が増えた。）。

本件処分に納得できない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると障害等級非該当と認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定める障害等級のいずれかに該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級判定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を定めている。

判定基準では、障害等級の判定は、（1）精神疾患の存在の確認、（2）精神疾患（機能障害）の状態の確認、（3）能力障害（活動制限）の状態の確認、（4）精神障害の程度の総合判定という順を追って行われ、判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応することとされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

### 1 精神疾患の存在

診断書の記載から、精神遅滞及びてんかんの存在が認められる。

### 2 精神疾患（機能障害）の状態

診断書の記載から、てんかん発作については、平成5年に認められて以降は認められておらず、情動及び行動の障害（爆発性）については、てんかんの発作間欠期の精神神経症状ではなく、精神遅滞によるものと考えられる。

さらに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項において、精神遅滞は手帳の交付対象から除外されていることから、審査請求人の精神疾患（機能障害）に関する事情として精神遅滞を考慮することはできない。

以上から、精神疾患（機能障害）の状態は、3級の「発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」に至っているとは認められないため、等級に該当する状態にはないと判断するのが相当である。

### 3 能力障害（活動制限）の状態

審査請求人の能力障害（活動制限）に関しては、精神遅滞の影響が特に大きいものと考えられ、法第45条第1項において精神遅滞は手帳の交付対象から除外されていることからすれば、能力障害（活動制限）の状態の確認も、精神遅滞による影響を除外して行うべきものと解することが妥当である。

したがって、能力障害（活動制限）の状態は、3級の状態に至っているとは認めら

れないため、等級に該当する状態にはないと判断するのが相当である。

#### 4 精神障害の程度の総合判定

上記2及び3から総合的に判定すると、審査請求人の障害程度については、障害等級非該当であると判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年4月23日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年6月1日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定める障害等級のいずれかに該当するかということにある。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が本件更新申請時に添付していた医師の診断書に基づき、以下、判断する。

#### 1 精神疾患の存在

診断書の記載から、精神遅滞及びてんかんの存在が認められる。

#### 2 精神疾患(機能障害)の状態

診断書の「④ 現在の病状、状態像等」欄の記載から、現在の病状・状態像等については、情動及び行動の障害(爆発性)、てんかん発作(発作型は全般性強直間代、頻度は不明、最終発作は平成5年)、知的障害(精神遅滞。重度、療育手帳A2)である

ことが認められる。

「てんかん発作」については、平成5年に認められて以降、本件更新申請時まで長期にわたり認められていない。また、診断書の「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」欄の記載から、「情動及び行動の障害（爆発性）」については、てんかんの発作間欠期の精神神経症状ではなく、精神遅滞によるものと考えられる。

さらに、法第45条第1項において、「精神遅滞」は手帳の交付対象者から除外されていることからすれば、審査請求人の精神疾患（機能障害）に関する事情として精神遅滞を考慮することはできない。

以上から、精神疾患（機能障害）の状態は、3級の「発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」に至っているとは認められないため、等級に該当する状態にはないと判断するのが相当である。

### 3 能力障害（活動制限）の状態

診断書等の記載から、審査請求人の能力障害（活動制限）に関しては、精神遅滞の影響が特に大きいものと考えられ、法第45条第1項において精神遅滞は手帳の交付対象から除外されていることからすれば、能力障害（活動制限）の状態の確認も、精神遅滞による影響を除外して行うべきものと解することが妥当である。

したがって、能力障害（活動制限）の状態は、3級の状態に至っているとは認められないため、等級に該当する状態にはないと判断するのが相当である。

### 4 精神障害の程度の総合判定

その他考慮すべき特段の事情も認められないため、以上のことから総合的に判断して、処分庁が、審査請求人は障害等級に該当しないと決定したことは、処分庁の合理的な裁量の範囲内であり、当該決定を違法又は不当ということはできない。

以上のとおり、本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、同委員から審理員意見書の指摘も踏まえた上での「原処分支持」との回答を得て

おり、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也